第

3 1 1 0

READAS ーダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 9月 13日 水曜日

뭉

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♠ 中古資産の取得と節税

→ :中古資産を取得すると節税になると聞 きました。どういうことですか?

A:中古資産は、減価償却を法定耐用年数 でなく見積り簡便法で計算した耐用年数でで きるというメリットがありますので、それを 活用するということです。

【解説】

建物や自動車などを取得した場合、その取 得価額は一時の損金にすることはできず、定 められた法定耐用年数の期間で減価償却とい う手続きを経て費用化していかなければなり ません。

しかし、中古資産については、この法定耐 用年数によらず見積り簡便法で計算した耐用 年数によって減価償却することが認められて います。見積り簡便法とは、次の算式で耐用 年数を計算する方法です。

- ① 法定耐用年数の全部が経過している場合 法定耐用年数×20%(最低2年)
- ② 法定耐用年数の一部が経過している場合 (法定耐用年数-経過年数)+経過年数× 20%

この見積り簡便法で計算した耐用年数を もとに減価償却費を計算すると、耐用年数が 短い分、多くの償却費が計上できるというの が、中古資産を取得した場合の節税メリット です。中古資産には、中古の自動車や建物な どが該当しますが、その資産を事業の用に供 するために支出した改良費等の金額が、中古 資産の取得価額の50%を超える場合には適用 がありませんので注意してください。







